

## 亜細亜大学大学院学則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本学大学院は、亜細亜大学大学院（以下「本学大学院」という。）と称し、東京都武蔵野市境5丁目8番に、これを設置する。

(目的)

第2条 本学大学院は、学部の教育の基礎の上に、さらに高度にして専門的な学術の理論及び応用を研究かつ教授し、その深奥をきわめることを目的とする。

(各研究科の目的)

第3条 各研究科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) アジア・国際経営戦略研究科は、グローバルな視点で中国をはじめとするアジア諸地域の地域特性を展望し、環境・資源、産業技術政策等のマクロな諸問題への洞察をも踏まえた経営戦略の策定能力及び実行力を涵養することにより、同地域の企業活動をリードする人材並びにこれら企業の戦略行動について、高度の研究能力を有する人材を育成することを教育研究目的とする。

(2) 経済学研究科は、高度の専門知識を有し、複雑化する経済社会の変化に対応できる深い分析力・洞察力を身につけた研究者と専門的職業人を育成することにより、日本とアジアの発展に寄与することを目的とする。

(3) 法学研究科は、多様化する法学の諸分野を対象に専門的学術を研究し教授することによって、研究者、高度専門職業人及び高度の法的教養を身につけて広く諸国で活躍する人材を育成することを目的とする。

2 各研究科は、前項に規定する目的を踏まえて、次の方針を定める。

(1) 修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

(2) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

(3) 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

3 前項各号の方針に関する規則は、別に定める。

(学長・副学長)

第4条 亜細亜大学学則（以下、「学則」という）第4条を準用する。

(自己点検・評価)

第5条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、第2条及び第3条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価を行う。

2 点検及び評価の事項・体制に関する規則は、別に定める。

(認証評価)

第6条 本学大学院は、学校教育法に則り、文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けるものとする。

2 認証評価の事項・体制に関する規則は、別に定める。

(課程)

第7条 本学大学院に博士課程を置く。

2 博士課程は、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)とに分け、博士前期課程を修士課程として取り扱うものとする。

3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

(研究科・専攻及び学生定員)

第8条 本学大学院に、次の研究科及び専攻を置き、定員は次の表に掲げるとおりとする。

| 研究科           | 専攻           | 博士前期課程 |      | 博士後期課程 |      | 合計    |
|---------------|--------------|--------|------|--------|------|-------|
|               |              | 入学定員   | 収容定員 | 入学定員   | 収容定員 | 総収容定員 |
| アジア・国際経営戦略研究科 | アジア・国際経営戦略専攻 | 30     | 60   | 5      | 15   | 75    |
|               |              | 15     | 30   | 3      | 9    | 39    |
| 経済学研究科        | 経済学専攻        | 15     | 30   | 5      | 15   | 45    |
| 法学研究科         | 法律学専攻        |        |      |        |      |       |

第2章 修業年限、学年、学期及び休業日

(標準修業年限及び在学年限)

第9条 博士課程の標準修業年限は、5年とする。

2 博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、研究科において主として実務の経験を有する者に対しての教育であって、教育上特別の必要があり、かつ適切な方法により教育を行い、教育上支障が生じないときは1年とすることができる。

3 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

4 博士前期課程の在学年限は4年とし、博士後期課程の在学年限は6年とする。

5 就業や育児又は介護等の理由により、第2項本文に定める標準修業年限を超えて延長された期間の教育課程を履修すること（以下、「長期履修制度」という。）ができる。ただし、在学年限は前項のとおりとする。

6 前項に定めるもののほか、長期履修制度に関する事項は、別に定める。

（進級）

第9条の2 入学後、第1学年に1年間（通算2学期）在籍した者は、第2学年に進級となる。

2 博士後期課程の第2学年に1年間（通算2学期）在籍した者は、第3学年に進級する。

3 進級時期は年度末とする。ただし、秋学期に入学した者については、1年間（通算2学期）在籍した後の春学期末に進級となる。

4 留学から帰国した者の学年の取り扱いは、別に定める。

（学年・学期及び休業日）

第10条 学年、学期及び定期休業日については、学則第12条、第13条及び第14条を準用する。

第3章 授業科目及び履修方法並びに単位算定基準

（授業及び研究指導）

第11条 本学大学院の教育・研究は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 大学院の授業科目及び配当単位数並びに履修方法は、別に定める。

（教育方法の特例）

第12条 本学大学院は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（単位算定基準等）

第13条 履修単位数の算定基準については、学則第17条及び第18条第1項を準用する。

第4章 試験及び単位の認定並びに学位の授与

（試験及び単位の認定）

第14条 授業科目を履修した者に対しては、試験その他の方法によりその合格者に、所定の単位を与える。成績評価は、100点満点とし、100点～90点をS、89点～80点をA、79点～70点をB、69点～60点をC、59点以下をDの5級に分ち、S、A、B及びCを合格としDを不合格とする。

（最終試験）

第15条 最終試験は、学位論文の審査及び口述試問とする。

2 最終試験の判定は、合格、不合格の2種類とする。

（学位論文の審査）

第16条 学位論文の審査に関する規則は、別に定める。

（他大学院等における授業科目の履修）

第 17 条 本学大学院において教育上有益と認めるときは、他大学の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院又は研究所等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修し、修得した単位については、15 単位を限度に修了要件単位として認めることができる。

3 前 2 項は、国内外の大学院等へ留学した場合及び国内外の大学院における通信教育による授業科目を、日本国内において履修する場合にも適用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第 18 条 本学大学院において教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

2 前項により修得したものとしてみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、当該研究科又は他の大学院における授業科目の履修により修得した単位についてそれぞれ 15 単位を超えないものとし、前条と合わせて 20 単位を超えないものとする。

(博士前期課程修了の要件及び学位)

第 19 条 本学大学院博士前期課程修了の要件は、博士前期課程に 2 年（標準修業年限が 1 年にあつては、1 年）以上在学し、アジア・国際経営戦略研究科博士前期課程については 30 単位以上、経済学研究科博士前期課程については 32 単位以上、法学研究科博士前期課程については 32 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、第 15 条に定める最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学大学院において適当と認められる時は、特定の課題についての研究成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 第 1 項の要件を満たした者には、学長が研究科委員会の意見を聴き、博士前期課程を修了したと認定し、次の学位を授与する。

アジア・国際経営戦略研究科 修士（経営学）

経済学研究科 修士（経済学）

法学研究科 修士（法学）

(博士課程修了の要件及び学位)

第 20 条 本学大学院博士課程の修了の要件は、博士課程に 5 年（博士前期課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）以上在学し、アジア・国際経営戦略研究科博士後期課程については 12 単位以上、経済学研究科博士後期課程については 16 単位以上、法学研究科博士後期課程については 12 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、第 15 条に定める最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3 年（博士前期課程に 2 年以上在学

し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2 標準修業年限を1年以上2年未満とした博士前期課程を修了した者及び前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「5年(博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年(博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「3年(博士前期課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 第1項の規定にかかわらず、入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、本学大学院に3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

4 前3項の要件を満たした者には、学長が研究科委員会の意見を聴き、博士課程を修了したと認定し、次の学位を授与する。

アジア・国際経営戦略研究科 博士(経営学)  
経済学研究科 博士(経済学)  
法学研究科 博士(法学)

5 博士の学位は、本学大学院博士課程を経ない者であっても、博士論文を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ、専攻学術に関し、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に、これを授与することができる。

6 学位の授与に関する規則は、別に定める。

第5章 教育職員免許状授与の所要資格の取得

(教育職員免許状の取得)

第21条 中学校教諭1種及び高等学校教諭1種免許状の所有者が、当該免許教科に係る中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

| 研究科    | 専攻    | 免許状の種類      | 免許教科 |
|--------|-------|-------------|------|
| 経済学研究科 | 経済学専攻 | 中学校教諭専修免許状  | 社会   |
|        |       | 高等学校教諭専修免許状 | 公民   |

|       |       |             |    |
|-------|-------|-------------|----|
| 法学研究科 | 法律学専攻 | 中学校教諭専修免許状  | 社会 |
|       |       | 高等学校教諭専修免許状 | 公民 |

## 第6章 入学、休学、復学、退学、除籍、転学及び再入学

### (入学の時期)

第22条 入学は、原則として毎年1回、時期を春学期の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、大学院委員会の意見を聴いて、時期を秋学期の始めにすることができる。

### (入学資格)

第23条 本学大学院の博士前期課程に入学することのできる者の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 日本国内において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 大学に3年以上在学し、又は15年の課程が修了し、当該研究科委員会において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (10) 当該研究科委員会において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

2 本学大学院の博士後期課程に入学することのできる者の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 日本国内において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 当該研究科委員会において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(出願手続き)

第24条 入学志願者は、本学大学院所定の書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(入学選考)

第25条 入学志願者に対して選考を行う。選考の方法等に関する規則は、別に定める。

(入学手続き)

第26条 入学試験合格者は、本学大学院所定の書類に学費を添えて指定の期日までに入学の手続きをしなければならない。

2 正当な理由なく前項の手続きをしない者は、合格を取り消すことがある。

(入学許可)

第27条 入学試験合格者のうちから、前条の手続きを行った者について学長が研究科委員会の意見を聴き、入学を許可する。

(保証人)

第28条 保証人は、原則として父母のいずれかとする。ただし、双方を欠くときは、成年者で独立の生計を営む者をもって充てる。

2 保証人は、その学生の在学中に生じた事項について責任を負うものとする。

3 保証人が変更になったときは、速やかに新たな保証人の氏名、住所等の連絡先を届け出なければならない。

(氏名・住所等の変更)

第29条 学生又は保証人の氏名・住所等連絡先が変更になったときは、その旨を速やかに届け出なければならない。

(休学)

第30条 病気その他やむを得ない理由により2か月以上修学できない者は、保証人連署のうえ、所定の「学籍異動届」を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

(休学期間)

第31条 休学の期間は、1年を超えることはできない。ただし、特別の事情がある場合は、引き続き休学を許可することがある。

2 休学期間は、通算して博士前期課程は2年、博士後期課程は3年を超えることができない。

3 休学期間は、在学年限に算入しない。

(転学)

第 32 条 他大学院から本学大学院へ転学を志願する者については、定員に余裕のある場合に限  
り、試験のうえ当該研究科委員会の意見を聴いて、学長が入学を許可できる。

2 本学大学院から他大学院に転学を志願する者は、事情により、当該研究科委員会の意見を  
聴いて、学長が許可できる。

(除籍)

第 33 条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- (1) 在学年限が所定の年数を越えた者
- (2) 第 31 条第 2 項に定める休学期間を超えた者
- (3) 当該学期の学費を納めずに退学を申請した者
- (4) 学費納入期限後 2 か月を経過してもなお納入しない者
- (5) 死亡の届け出があった者
- (6) 外国人留学生で、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格を喪失した者

(復学・退学・再入学及び留学)

第 34 条 復学・退学・再入学及び留学については、学則第 40 条、第 41 条、第 43 条及び第 45  
条第 1 項及び第 3 項を準用する。この場合において、学則第 43 条中「第 41 条により退学した  
者又は前条第 3 号、第 4 号若しくは第 6 号により除籍された者」とあるのは「学則第 41 条によ  
り退学した者が 5 年以内又は前条第 3 号、第 4 号若しくは第 6 号により除籍された者が 2 年以  
内」とし、「当該教授会」とあるのは「当該研究科委員会」とし、「卒業要件」とあるのは  
「修了要件」と読み替えて準用する。

## 第 7 章 学費

(学費及び納入時期)

第 35 条 本学大学院の学費は、別表 I のとおりとする。

2 授業料、施設設備料は、春学期、秋学期に分け、4 月及び 10 月に納入するものとする。

3 この章に定めがない学費に関する規則は、別に定める。

(納入金の返還)

第 36 条 既納の学費は、返還しない。ただし、入学手続完了後、定められた期日までに入学辞  
退を申し出た者に対しては、入学金以外の納入金を返還することがある。

(転学の学費)

第 37 条 転学しようとする者は、その学期の授業料、施設設備料を納入するものとする。

(休学中、学期途中の退学、再入学及び留学中の学費)

第 38 条 休学中、学期途中の退学、再入学及び留学中の学費については、学則第 49 条、第 50  
条、第 51 条及び 52 条を準用する。

## 第 8 章 教員及び運営組織

(指導教員)

第 39 条 本学大学院における教育研究の指導を担当する教員は、亜細亜大学（以下「本学」という。）の教授とする。ただし、准教授及び講師に担当させることがある。

（研究科委員会）

第 40 条 本学大学院の各研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関する規則は、別に定める。

（大学院委員会）

第 41 条 各研究科に共通する重要事項を協議するため、大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、各研究科委員長及び各研究科の担当教授から互選された者 2 名をもって組織し、次の事項を協議する。

(1) 大学院学則及び諸規程の変更に関する事項

(2) その他各研究科に共通する重要事項

3 大学院委員会は、学長が招集し、その議長となる。

4 大学院委員会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、第 2 項に掲げる事項について協議する。

## 第 9 章 研究施設・附属施設、厚生施設、保健施設

（研究施設・附属施設、厚生施設、保健施設）

第 42 条 本学大学院に学生研究室及び演習室を置き、本学の附属施設、厚生施設、保健施設を使用することができる。

## 第 10 章 賞罰

（表彰）

第 43 条 次の各号の一に該当する者に対し、学長は、当該研究科委員会の意見を聴いて、これを賞することができる。

(1) 成績が特に優秀なる者

(2) 品行方正にして他学生の模範となる者

2 前項各号の規定にかかわらず、学長が特別に優秀と認めた者については、これを賞することができる。

（懲戒）

第 44 条 本学大学院の学則に背き又は本学大学院の秩序を乱し、学生としての本分に反した行為のあるときは、学長はこれを懲戒する。懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

2 懲戒に関する規則は、別に定める。

## 第 11 章 科目等履修生、委託生、特別聴講生、履修証明プログラム生、聴講生、外国人留学生及び研究生

（研究生）

第 45 条 研究生とは、本学大学院において研究を許された者をいう。

（科目等履修生、委託生、特別聴講生、履修証明プログラム生、聴講生、外国人留学生及び研究生）

第 46 条 科目等履修生、委託生、特別聴講生、履修証明プログラム生、聴講生及び研究生については、別に規定するほか、本学大学院学則を準用し、外国人留学生については、学則第 68 条を準用する。

2 科目等履修生、委託生、特別聴講生、履修証明プログラム生、聴講生及び研究生の聴講料等については、別表Ⅱのとおりとする。

附 則

本学則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 4 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 本学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 3 条の規定にかかわらず、経営学研究科経営学専攻博士後期課程は、なお従前のとおりとする。

3 第 3 条の規定にかかわらず、経営学研究科経営学専攻博士前期課程に平成 18 年 3 月 31 日に引き続き在学する者については、なお従前のとおりとする。

4 第 3 条の規定にかかわらず、経営学研究科経営学専攻博士前期課程は、平成 18 年度から学生募集を停止し、平成 18 年 3 月 31 日に当該課程に在学する者の修了を待って廃止する。

5 前項により当該課程の廃止後、経営学研究科経営学専攻博士前期課程を退学した者から再入学の願いがあった場合、アジア・国際経営戦略研究科アジア・国際経営戦略専攻の課程に再入学を許可することができる。

附 則

1 本学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 8 条の 3 第 2 項の規定にかかわらず、経営学研究科経営学専攻の教育職員免許状は、平成 18 年 3 月 31 日に当該課程に在籍する者の修了をまって廃止する。

附 則

1 本学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 3 条に規定する経営学研究科経営学専攻の博士後期課程は、平成 20 年度から学生募集を停止し、当該課程に在学する者が在学しなくなった時点をもって廃止する。

附 則

本学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 本学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 経営学研究科経営学専攻は、平成 26 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

本学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(第 8 条 別表)

(第 36 条 別表)

附 則

- 1 本学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年 4 月 1 日に在籍する学生に変更後の学則を適用する。

附 則

- 1 本学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年 4 月 1 日に在籍する学生に変更後の学則を適用する。

附 則

- 1 本学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年 4 月 1 日に在籍する学生に変更後の学則を適用する。

附 則

- 1 本学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年 4 月 1 日に在籍する学生に変更後の学則を適用する。
- 3 前項にかかわらず、別表Ⅰについては、令和 6 年度以降の入学生に適用し、令和 5 年度以前の入学生に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 本学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年 4 月 1 日に在籍する学生に変更後の学則を適用する。

(第 35 条 別表Ⅰ)

1. 学費

(標準修業年限)

| 入学金 | 授業料                                               | 施設設備料 | 休学在籍料 | 備 考 |
|-----|---------------------------------------------------|-------|-------|-----|
|     | 経済学研究科・<br>法学研究科<br>博士前期課程<br>博士後期課程<br>620,000 円 |       |       |     |

|           |                                                    |           |                              |                    |
|-----------|----------------------------------------------------|-----------|------------------------------|--------------------|
| 230,000 円 | アジア・国際経営<br>戦略研究科<br>博士前期課程<br>博士後期課程<br>720,000 円 | 200,000 円 | 春学期 60,000 円<br>秋学期 60,000 円 | 本学出身者は入<br>学金を免除する |
|           | 前期課程<br>(標準修業年限 1<br>年)<br>1,350,000 円             |           |                              |                    |

(長期履修制度)

| 入学金       | 授業料                                                                    | 施設設備料                                 | 休学在籍料                        | 備 考                |
|-----------|------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------|--------------------|
| 230,000 円 | 修業年限 3 年<br>経済学研究科・<br>法学研究科<br>410,000 円<br>ただし、3 年目は<br>年額 420,000 円 | 200,000 円<br>ただし、3 年目<br>から 100,000 円 | 春学期 60,000 円<br>秋学期 60,000 円 | 本学出身者は入<br>学金を免除する |
|           | アジア・国際経営<br>戦略研究科<br>480,000 円                                         |                                       |                              |                    |
|           | 修業年限 4 年<br>経済学研究科・<br>法学研究科<br>310,000 円                              |                                       |                              |                    |
|           | アジア・国際経営<br>戦略研究科<br>360,000 円                                         |                                       |                              |                    |

2. 入学検定料 32,000 円

(備考)上記は、平成 31 年度入学者から適用するものとし、平成 30 年度以前の入学者については従前どおりとする。

(第 46 条 別表Ⅱ)

| 科目等履修生                                                              | 委託生                                                               | 特別聴講生                  |
|---------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 選考料 10,000円<br>受講料<br>通年及び半期集中科目<br>1科目 50,000円<br>半期科目 1科目 25,000円 | 選考料 10,000円<br>受講料 410,000円<br>内訳： 指導料 310,000円<br>施設設備料 100,000円 | 選考料 なし<br>聴講料 1単位 500円 |

| 履修証明プログラム生                | 聴講生                                                                | 研究生                                                               |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 選考料 5,000円<br>受講料 75,000円 | 選考料 5,000円<br>聴講料<br>通年及び半期集中科目<br>1科目 30,000円<br>半期科目 1科目 15,000円 | 選考料 10,000円<br>受講料 410,000円<br>内訳： 指導料 310,000円<br>施設設備料 100,000円 |